事 務 連 絡 令和3年3月3日

各 都道府県 介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた介護療養病床の移行等の手続きに 関連した介護報酬の取扱いについて

平素より介護保険行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、予定移行先及び申請等の手続き開始予定時期等を示し、令和3年3月末までに移行の意思を示しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、介護医療院の開設許可申請等の手続きに追加の期間を要することにより、令和3年3月末までの移行が困難である医療機関については、経過的に、令和3年9月30日までの移行等までの間、現行の基本報酬を算定できることとします。

ついては、管内の介護療養病床を有する医療機関に対し、別紙 1 の様式を送付し、提出の有無について確認し、とりまとめた結果を別紙2により令和3年3月31日までに下記提出先まで提出してください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、手続きに追加の期間を要することにより、令和3年3月末までに移行が困難であるとし、別紙1の提出のあった医療機関については、移行の意思等が示されているものとし、経過的に現行の基本報酬を算定できることとしますが、提出のない医療機関及び記載内容に明確な不備がある医療機関(予定移行先や手続き開始予定時期が記載されていない等)については、令和3年4月1日から、令和3年度介護報酬改定に基づく基本報酬が適用されます。

なお、提出のあった医療機関の介護療養病床の手続き状況や移行等の状況について、今後確認を行う予定ですので、申し添えます。

介護療養病床を有する全ての医療機関に確認するとともに、とりまとめ結果については、管下市町村への情報提供をお願いします。

記

- 提出物: 別紙2(とりまとめ結果)及び各医療機関から提出された別紙1
- 提出期限: 令和3年3月31日(水)17時
- 提出先: 厚生労働省老健局老人保健課 老人保健施設係

roukenkahourei@mhlw.go.jp